

関原発第 242 号
2019 年 9 月 26 日

原子力規制委員会
原子力規制庁 殿

関西電力株式会社
取締役社長 岩根 茂樹

大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請に係る重複する案件について

当社は、平成 30 年 7 月 27 日に大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可を申請（2019 年 4 月 17 日、2019 年 7 月 12 日及び 2019 年 9 月 10 日一部補正。以下「既申請①」という。）し、平成 31 年 2 月 8 日に大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可を重複申請（以下「既申請②」という。）し、平成 31 年 3 月 8 日に大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可を重複申請（以下「既申請③」という。）しておりますが、この度、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 23 第 1 項の規定に基づく命令について（原規規発第 1906193 号 令和元年 6 月 19 日）」を受けたため、降下火砕物の最大層厚を見直し、関連する記載の一部変更に伴う発電用原子炉設置変更許可の申請を致しました。（以下「後申請」という。）

従いまして、既申請①、②及び③と後申請が重複することとなりますが、当社としましては、相互の申請内容に安全上の関連はないと考えておりますので、既申請①、②及び③案件と後申請案件に対し審査を受ける優先度を付けず審査して頂きますようお願い致します。

なお、いずれかの申請の許可後、他の申請に対する補正申請を実施する予定です。

【既申請①案件】

1. 申請書名：大飯発電所発電用原子炉設置変更許可申請書
(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)
2. 申請日：平成30年7月27日(関原発第230号)
(2019年4月17日付け関原発第21号、2019年7月12日
付け関原発第147号及び2019年9月10日関原発第218号
で一部補正)
3. 変更の理由：
 - (1) 3号及び4号炉共用の緊急時対策所建屋内に緊急時対策所を設置する。
 - (2) 3号炉及び4号炉の重大事故等対策に係る体制を変更する。
 - (3) 3号炉及び4号炉の重大事故等対策における操作の想定時間の一部を変更する。

【既申請②案件】

1. 申請書名：大飯発電所発電用原子炉設置変更許可申請書
(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)
2. 申請日：平成31年2月8日(関原発第508号)
3. 変更の理由：実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴い、3号炉及び4号炉における中央制御室、緊急時対策所等に対して、有毒ガスの発生に対する防護方針について記載する。

【既申請③案件】

1. 申請書名：大飯発電所発電用原子炉設置変更許可申請書
(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)
2. 申請日：平成31年3月8日(関原発第564号)
3. 変更の理由：
 - (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴い、3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置を行う。
 - (2) 3号炉及び4号炉の所内常設直流電源設備(3系統目)を設置する。

【後申請案件】

1. 申請書名：大飯発電所発電用原子炉設置変更許可申請書
(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)
2. 申請日：2019年9月26日(関原発第241号)
3. 変更の理由：「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の23第1項の規定に基づく命令について(原規規発第1906193号令和元年6月19日)」を受けたため、降下火砕物の最大層厚を見直し、関連する記載の一部を変更する。